

## 経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和7年6月12日（木） 午前9時55分～午後1時11分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 井上委員長、齋藤（育）副委員長、鈴木、相澤、中村 各委員
- 4 欠席委員 大島委員
- 5 傍 聴 者 読売新聞社記者 1名、上毛新聞社記者 1名
- 6 説 明 者 田邊経済部長、地野観光交流課長、星野農業委員会事務局長、関都市建設部長、石井建設課長、松井都市計画課長、本多上下水道経営課長、小野上下水道整備課長
- 7 事 務 局 武井事務局長、倉澤副主幹
- 8 議 事
  - （1）都市建設部各課の所管・調査事項報告
  - （2）都市建設部各課の所管に係る調査事項検討及び意見交換
  - （3）経済部各課の所管・調査事項報告
  - （4）経済部各課の所管に係る調査事項検討及び意見交換
  - （5）今後の日程について

### 9 会議の概要

#### （1）都市建設部各課の所管・調査事項報告

○委員長 それでは議事に入る。初めに、次第3の（1）、都市建設部各課の所管・調査事項報告に入る。

#### ア 建設課

##### ・所管・調査事項報告

○委員長 それでは最初に、建設課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いする。建設課長。

○建設課長 それでは、調査事項1、沼田市橋梁長寿命化修繕計画について説明させていただく。資料を御覧いただきたい。

2枚めくってもらって2ページ、沼田市橋梁長寿命化修繕計画という資料である。

橋梁長寿命化修繕計画の基本方針は、法定橋梁点検の結果に基づき、老朽化した橋梁の修繕や更新を計画的に行うことで安全性を確保し、維持管理費を削減するための計画である。

この計画では従来の、壊れてから直す、ではなく、予防的なメンテナンスや計画的な架け替えを推進し、橋梁の寿命を延ばすことを目指し、計画を策定し橋梁の補修工事を行っていくこととしている。

次に、橋梁の高齢化や劣化損傷状況についてであるが、沼田市は令和7年3月現在で2メートル以上の橋を298橋管理している。

このうち、高齢橋梁と呼ばれる供用開始から50年以上経過した橋は、現在63橋と20％程度であるが、20年後には52％に増加するなど、橋梁の高齢化の割合は加速度的に増加していく。

この298橋のうち、橋の安全性を考慮して早めの補修が必要な橋は令和4年度末で13％であるが、補修を行わない場合、10年後に25％、20年後には44％と急増し、多額

の費用が必要となるため、限られた予算を効率的に使うためにも計画的に補修することが重要であると考えている。

次に、今後の橋梁長寿命化修繕計画についてであるが、沼田市の橋梁点検・維持管理体制として、1つ目は市職員による日常的な道路パトロールや清掃活動の際に実施される点検である。これは、日々の業務の中で橋の状態を目視で確認することで異変の早期発見につながっている。

2つ目は、専門業者に委託して行われる定期的な点検である。この詳細な点検では、橋の状態変化を正確に把握し、もし損傷が見つかった場合にはその損傷が大きくなる前に迅速に補修することで、橋の健全性を維持し機能低下を防いでいる。

このようなパトロールや清掃、定期点検などにより、橋を良好な状態に保ち、市民が安全に通行できるよう努めている。

次に、沼田市の橋梁補修・補強計画は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、具体的には次のような対策を講じている。1番として、鋼材の防食塗装の塗り替え。2番として、損傷したコンクリートの修復。3番として、損傷部材の取り替え・補修補強。これらの計画的な補修・補強を行うことで、橋の状態を良好に保ち、その機能を長く維持していくことを目指している。

また、新技術の活用については、今後の点検、補修や補強には、国土交通省の点検支援技術性能カタログ等に掲載されている新技術を活用するなど、効果的・効率的な維持管理を行いコスト縮減に努めていく。

橋梁の集約化・撤去は、橋の損傷の度合い、規模、利用状況などを総合的に勘案し、地域の方々の合意が得られた橋に対しては集約化・撤去によるコスト縮減に努める。

長寿命化修繕計画による効果や対策内容及び対策費用についてであるが、全橋梁298橋について、事後保全型の維持管理による今後100年間の費用は、約552億円となる。

予防保全型により維持管理を実施した場合は、今後100年間の費用は173億円となり、長寿命化修繕計画により約379億円のコスト縮減効果が見込まれる。

この計画に基づき、今後10年間の対策内容及び対策費用を策定していく。

説明は以上のとおりである。

○委員長 説明が終わった。内容について順次質疑を行う。まず調査事項1、沼田市橋梁長寿命化修繕計画について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 この長寿命化修繕計画、橋の数が多くて大変かなと、どの自治体も同じような状況にはあるのだと思うが、職員による日常的な道路パトロール、これをどのような回数と  
いうか頻度で行っているのかが1点と、先ほど課長の説明で専門業者、そのほか職員は目視  
等で行っているのだと思うが、専門業者に定期点検を委託で出しているのだと思うが、その  
委託の回数と  
いうか専門業者が行う点検の回数、詳細が分かれば教えていただきたいと思う。

○建設課長 職員のパトロールはどのくらいの頻度かということであるが、私たち建設課には工務という現場の担当がいて日頃維持修繕等を行っており、それから土木係、管理係とも技師の職員もおり、現場に出たときとか日常管理において橋の伸縮装置とか、あとは水がたまっているかどうか、それから劣化状況等、常に目視で見てくる、現地に調査に行った場合は橋の状態を気にかけて見てくるというような、本当に日常的なささいなことでも見逃さないで、現地を見てくるというような体制でやっている。それから委託業者による点検の回数

等であるが、橋梁補修点検というのを発注して行っている。これは法定点検であり5年に一度必ずやることになっている。

それは現地に行ってみて、それから損傷状況等を詳細に点検しており、その点検の結果を基にこの長寿命化修繕計画に反映させて、どのような方針で補修計画を立てていくかということにつなげている。

○中村委員 非常に橋梁の数が多くて、道路だと穴が開いていて、ここを修繕、穴埋めしてくれとすぐ分かるが、橋梁の目視というのは非常に、下部工とか床板の下、見づらい部分もあるが、先ほど課長が国土交通省の点検支援技術の性能カタログによるという話があったが、この新技術の内容というのは、建設課の職員でも十分周知というか、技術的に問題はない技術なのか。それとこれはなかなか職員課なり市長の判断にもよる部分があるかと思うが、先ほど現業職、いろいろ人数の説明があったが、その辺による現地での管理や確認体制が十分足りているかどうか。これは言葉にいろいろ問題があるかと思うが、職員の数が足りていないといえればそれまでであるが、その辺の大変さというか苦労があれば。

○建設課長 新技術の内容等、職員への周知はどうなっているかという御質疑だと思うが、新技術は、橋梁点検車といって、足場等を組まないで橋の上に橋梁点検車を設置して、そこからアームで橋梁の下側を点検するという新しい工法とか、あとはドローンを用いた点検の方法と、ビデオなり動画で撮ったり、あとは静止画で写真を撮ったり、それを点検の技術に取り入れていく方法が新技術としてあるので、職員もそのとおり認知しており、業務につなげている。それから現業職の現場体制等を十分に確認できているかとか、今後の問題とか、そういった課題等についてであるが、現時点では建設課の現業職が6名おり、毎日フル稼働で道路の補修、それから橋梁、トンネルの簡易的な補修は相当数やっていたい。今のところ現体制であれば何とかやっているが、今後職員が年を取っていく。現時点では現業職の採用というのがないので、高齢化が当然生じてくる。そういった場合に、現地で肉体労働的な作業をやっているものであるから、体力的にもきつい部分が非常に大きいのかなと。そういった今後に関しては、また現業職の職員を採用していただけるのかという、そういう要望というか気持ちは私の中ではある。

○中村委員 確かにこの職員の採用という問題は大きな、市役所全体の数にもよるが、現業職6人に敬意を表するところである。そんな中で集約化や撤去だとかいろいろこの計画の中に盛り込まれているが、ここ近年で撤去、架け替えをする橋があるのかどうか最後に伺いたいと思う。

○建設課長 橋の集約化、それから撤去、最近架け替えの予定はあるかというような御質疑だと思うが、集約化及び撤去というのは今のところない。現橋梁の、今優先的にしているのは、大きな橋を中心に補修工事を行っている。それから今後、例えば木橋のような橋もある。そういったものを今後撤去して、ボックスカルバートというコンクリートの二次製品にしていったりとか、そういう集約化というか、そういうものに振り替えていくという予定はあるが、あくまでも大きな橋、主要な道路の橋の補修から優先して行っている、まだ当分先になると思う。それから健全度とかそういったものも全体的に鑑みて計画を進めている。

それから新しい架け替えの予定があるかということであるが、この間の市長の一般質問でもお話があったとおり、一応市道恩田線にて計画はある。ただ、基本設計の前の調査を昨年度行ったので、今後こういった方向で整備を進めていったらいいかという、内部で計画を詰

め、それからの実施設計なり測量、用地の補償の関係の調査というような段階に行くので、もう少し時間はかかると思う。今のところその橋1橋だけの予定を考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で建設課を終了する。

## イ 都市計画課

### ・所管・調査事項報告

○委員長 次に、都市計画課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いします。都市計画課長。

○都市計画課長 まず、殿様パン開発事業について報告する。資料は4ページから8ページまでとなっている。新ご当地パン、殿様パン開発についてであるが、上之町に移転移築された旧土岐家住宅洋館に暮らしていた土岐章子爵は無類のパン好きであったことから、パンの殿様と呼ばれ、著書でもパンのレシピを紹介している。その史実を参考に、殿様パンと称した新ご当地パンの開発事業を沼田市観光協会、市内パン屋、高校生などと協議を進めてきた。現在は昨年度までの経過を踏まえ、実際の商品開発を市内5つのパン屋にお願いしているところである。今後の予定であるが、7ページ下段のとおり、7月20日に社会福祉協議会が大正ロマンエリアで開催する「縁じょいパン祭り」に合わせ、お披露目販売する予定となっている。8ページについては、PR事業として6月7日に開催した料理教室のチラシとなる。お披露目以降については、各店舗やイベントなどでの販売、そのほかPR事業を行い、市内の新名物として定着するよう展開していきたいと考えている。報告事項は以上となる。

続いて調査事項1、中心市街地土地地区画整理事業における街なか整備の状況についてであるが、資料9ページを御覧いただきたい。まず全体事業についてであるが、事業期間は令和16年度までであり、進捗状況については事業費ベース令和5年度末見込みで63.5%となっている。8.8ヘクタールの区域全体を8つの街区に分けて事業を進めており、1街区などの網掛けをしている部分は仮換地指定済の街区であり、建物移転、インフラの整備が進んでいるところである。令和6年度には4街区の南側の道路新設工事、4街区須賀神社入口の建物移転が完了した。令和7年度の取組については、2街区東側道路市道餌指し通り線の工事が発注済、昨年度からの繰越しで4街区・8街区の本町通りの電線共同溝詳細設計業務を進めている。ほか、仮換地指定がされていない3街区中町、5街区、6街区、7街区の合意形成を進め、仮換地指定、建物調査、建物移転を実施していきたいと考えている。

資料10ページを御覧いただきたい。市政懇談会で市長から発言のあった、街なか居住の研究については、当初の計画から位置付けがあったものではあるが、現在市で進めている企業誘致と街なかの課題を解決するための政策であり、事業手法について研究を進めているところである。また、地域住民で組織される中心市街地活性化の会には、概要について報告済みであるが、詳細な内容については、今後協議を進めていきたいと考えている。

続いて調査事項2、三峰林道盛土箇所の現状についてであるが、継続の案件であるが、委員会の構成も変更になっているので、改めて概要から御説明させていただく。資料11ページを御覧いただきたい。事業地は沼田市宇楚井町字手水場、三峰山河内神社駐車場の東側に位置している。開発の目的は太陽光発電所の設置で、計画面積はおおよそ0.5ヘクタールと

なっている。問題が発覚したのは令和3年6月、地域住民の通報により、大型ダンプによる土砂の搬入が判明したことがきっかけである。その後、事業者に聞き取りを行った結果、未申請による行為であることが確認された。持ち込まれた土砂については、令和4年6月群馬県廃棄物リサイクル課の指導の下、事業者が土壌検査を実施し、盛土に使用可能な土砂であることが確認されている。この事案を受け、土砂条例所管の環境課、林道管理者である農林課、法定外公共物の所管である建設課等と連携し、事業者に対し適正な諸手続を行うよう指導してきた。各所管と調整を行うとともに、都市計画課としても地域開発事業指導要綱に基づき必要な助言を行ってきた。その結果、令和6年6月に事前協議が完了し、着手に必要な関係課の許認可及び地元への事前周知については確認されたことから、令和7年5月13日工事着手届を受理したところである。一方で法定外公共物の境界立会については、関係者との協議の結果、現地の状況を踏まえ、盛土に使用された土砂の一部を除去した後に実施することで合意しており、資料13ページが現場の写真で、右側が直近6月4日の写真であり、現在はその準備を進めているところである。戻って資料12ページを御覧いただきたい。事業の内容は、関係法令や条例に則り、盛土の施工・太陽光パネルの設置・貯留池及び水路の整備・敷地周囲のフェンス設置などを行う計画となっている。今後とも関係各課と連携を図りながら、事業者に対する適正な指導を継続していく。都市計画課からの報告は以上となる。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。まず報告事項1、殿様パン開発事業について質疑はあるか。鈴木委員。

○鈴木委員 商品開発された際の殿様パンの条件というのが落花生であったり幾つか定められていると思うが、この中身を具体的に教えていただけたらと思う。

○都市計画課長 資料の7ページに殿様パンの条件等を記載しているが、まずは1点目、落花生を使用していることについては、土岐章氏のレシピが見つかり、それに落花生味噌パンという表記があり、それをキーとして落花生を使用していることをまず1つ目の条件とさせていただいた。

2つ目の沼田市の特産品を使用することについては、新ご当地パンということで沼田市の特徴を出すために特産品を使用することとしている。

3つ目の桔梗の形を表現していることについては、アイデアコンテストの中にも桔梗の形をしたパン等があったので、それと土岐家の家紋ということで、新しい殿様パンとしてふさわしいのではないかとということで、桔梗の形を表現していることを条件とした。

最後の指定のロゴマークを使用していることについては、殿様パンの新しいロゴマークをつくり、パンの袋に貼り付けていただくことを条件に殿様パンと名乗っていいという条件を付した。条件については以上である。

○鈴木委員 一番上の落花生を使用していることについてであるが、この落花生について現状産地を問わず、落花生ならどこ産でもいいことになっているのかどうかと、今後、この落花生が沼田産であればそれが一番いいのかなと思っており、農家への生産の協力であったり連携であったりということがもし検討されていればお聞かせいただきたい。

○都市計画課長 落花生について沼田産であればなおよいということは、こちらとしても考えている。今後の沼田市の落花生の生産については、また農林課等とも、情報収集しながら進めていきたいと考える。

○鈴木委員 えだまメンチに続く沼田の名産になっていただけたらと本当に思っているのですが、またイベント等々今後、縁じょいパン祭り以外のイベントにも拡散していくのかどうか、最後にお聞かせいただきたい。

○都市計画課長 まず第1弾として縁じょいパン祭りでお披露目的なことをやり、その後産業展示即売会であったり、えびす講であったり、市のイベントに関しては積極的に出ていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。相澤委員。

○相澤委員 この殿様パンプロジェクトであるが、こちらのそもそもの事業趣旨であったり、事業をやることによって期待する効果とかはどういったところを見ているのかお聞かせいただきたい。

○都市計画課長 プロジェクトの目的ということであるが、資料の4ページを見ていただくと、沼田市の新ご当地パンを地域の方々とともに開発することで、沼田市の大正ロマンエリアのにぎわい創出及び街なか観光の魅力向上を図ることという目的で始めており、大正ロマンエリアについては、主にハード事業を今まで進めてきたわけなのであるが、そのハード事業に付随するソフト事業ということで今回この事業を考え、沼田市に足を運ぶきっかけづくりになればということで、大正ロマンエリアだけでなく、市内全域にこの殿様パンが広がっていけば、市外からの観光であったりとか、あと市民に愛されるパンを作っていき、市外から県外から、これを求めてパンを買いに来てくれるようなことも想定をしている。

○相澤委員 観光の喚起も見ているということで期待しているということであるが、観光交流課や観光協会などのほかの課や団体と協力していく事業であるとか想定していることがあれば教えていただきたい。

○都市計画課長 観光交流課と観光協会とも現在連携しながら進めているところではあるが、観光協会が埼玉県鴻巣市で物品の販売等を行っている経過もあるので、このパンをそちらに行って売ってもらうとか、そういうことも想定はしている。

○相澤委員 物産振興会で川口市に行くときとか、えだまメンチの販売とかも行われているので、そういったところでのPR等もお願いします。あとはメディアへの露出について何か検討されていることがあれば教えていただきたい。

○都市計画課長 まず1点目の川口市等のイベントにも乗せていただけるようには考えている。それとメディアへのPRということであるが、今回このロゴデザインやPRの方法等を起業塾の卒塾生の方と連携して、デザイン等を今進めているところであり、そういうメディアへの出し方なども、そのプロフェッショナルな観点からも検討を進めていければと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に調査事項1、中心市街地土地区画整理事業における街なか整備の状況について質疑あるか。副委員長。

○副委員長 このまちづくりに関して大変な御苦勞をなさっているのは承知しているが、市が今年度調査に入っている街なか居住に対して、中心市街地活性化の会の方にもお話はされたということなのであるが、率直に反応というのはどんな感じなのか。

○都市計画課長 街なか居住に対する地元の方の反応ということであるが、上之町・中町・

下之町の3町ともに本当に顕著に人口が減っていて、地域のコミュニティが崩壊するということが危惧されている。そういった面からは、街なか居住についてはいい政策なのではないかということで反応はいただいている。ただ、その中で外国人の方とか、そういう方も来るのかなという、そういう不安も少し耳にはした。街なか居住を行うことで町の人口が増えるということについては、賛同はいただいている状況である。

○副委員長　もちろん街なかに人口が増えてくれることに一番メリットがあると思うが、この街なか居住というのは住宅だけで、それに併用して何かテナントが入るとか、そういうのは関係していないのか。単純に住宅だけの設備を整えていくという話か。

○都市計画課長　街なか居住ということで、居住という言葉がメインになっているが、1階にテナントを入れるとか、その他の機能をプラスアルファするとかということところは検討に値すると考えているので、そういうことも含めて今後検討を進めていく予定である。

○副委員長　もしそういうテナントとかの検討が進んでいくとすると、この活性化の会で考える街なかのまちづくりと考えが一緒の方向性になるのか、別々になってしまうのか。今活性化の会の中身を考えると、上之町の方は多分積極的に参加をされていないのかなというイメージなのであるが、その点で何かまたばらばらにいろいろな構想が生まれて、全然統一性がなくなってしまう、そういう懸念がされるが、そういったこともきちんと街なかの皆さんと意思の疎通を図っていただきたいというお願いと、前期の経済建設常任委員会で、市に景観のことに関しての要望が出たと思うが、そういうことも踏まえての街なか居住のまちづくりになるのか、その点を教えていただきたい。

○都市計画課長　まずテナントについては、商業の話になるので商店街を抜きにはいろいろな議論はできないと思うので、その部分の商店街との調整は十分に図っていきたいと考えている。それと景観について、このエリアについてはそもそもゆるやかな和という紳士協定が本町通りで結ばれているので、そういうものをベースには検討できるかと思う。

○委員長　ほかに。鈴木委員

○鈴木委員　合意形成であったり、長い時間がかかったりと本当に大変な事業だと思うのであるが、私個人として本当に意義のある事業だと思っているので、引き続き根気強くやっていただけたらと思っているところである。1点だけ資料7ページの右上のイラスト、中心市街地再生のイメージというイラストであるが、中央公民館があったりというので、計画当初のままとされる。ちょっと現状と違ってくると思うので、視覚的にこんなイメージになるというのが市民の方に伝わればと思うので、少し現状把握をした上で、描き換えなどいかがかなと思うが、その点についてだけお聞かせいただきたい。

○都市計画課長　この10ページの絵については、平成11年のときの絵になっている。今後こういう絵が描ければ、皆さんにも分かりやすくいいのかなと思うが、なかなかそこが、ある程度の合意形成を持たないとこういう絵も表には出しづらいということもあるので、その点については、できることならば考えてはいきたいと思う。

○委員長　ほかに。相澤委員。

○相澤委員　この地図でいうと2街区、4街区と書いてあるところの区画整理の南側のところの須賀神社前の東西に伸びている道路、これが拡幅することによって交通量が増えたりとか、あと行き交う車の速度が上がるのではないかと近隣住民から少し不安の声が上がっている。宅地から出た途端に車が行き交う道路になることによって、歩行者としては不安を感じ

るというような意見をいただいているが、その辺の対策について何か検討されていることがあれば教えていただきたい。

○都市計画課長 その道路が整備されることによって車の利便性は上がるけれど、歩行者の安全性はというところなのであるが、この路線については北側に歩道が整備されている。確かに昔の狭い道路に比べれば、車が速度を上げて通るようにはなろうかとは思いますが、その反面歩道がちゃんと整備されているので、その部分については安全性が増していると思う。ただその区域外との隣接については、家から出てすぐ道路という状況にはなってしまうので、その点については、安全性は考慮しながらの設計にはなっているが、その部分は実際の話聞きながら、できる対策があれば検討していきたいと思う。

○相澤委員 課長がおっしゃるとおりで、区画整理事業内の街区の方の意見というのはすごく聞く機会があるかと思うが、隣接する街区、事業外にはなってしまうが、隣接する街区の方々も関わる事業にはなるかなと思うので、その辺も御留意いただきながら事業を進めていただけると幸いである。私からは以上である。

○委員長 ほかに。中村委員。

○中村委員 この事業は相当時間がかかっている事業で大変かなと思うが、事業期間も令和16年まで延長されてきて、この事業を行っているわけで、先ほどの10ページの中心市街地の再生イメージ、これらもちょっとぼやけた感じで提示してあるが、結局9ページの街区の絵図ができていますが、結局3街区の残りから5街区、6街区、7街区と、まだ仮換地指定がされていない状況にあるわけであるが、今後令和16年までの期間中にこれらの仮換地指定を随時街区ごとに指定していくのかどうか。計画だから多分令和16年度までにやるという話になるのだと思うが、その辺のある程度の計画があれば伺いたいと思う。

○都市計画課長 仮換地されていない街区についてのスケジュールなのであるが、現在その街区ごとに検討を進めており、街区の合意形成ができたところからという組立てで今行っている。それなので何年度にこの街区、何年度にこの街区、というところが今明確にはなっていないわけなのであるが、ただインフラ整備の効果がなるべく早期に出るようという考え方からすると、整備が進んだところの隣とか、そういうところをやるのが一番インフラの効果が出ると思うので、そういうところも勘案しながら、地元と協議を進めながらの話になってしまうが、その部分はいずれかの街区がなるべく早くできるように検討を進めていきたいと思う。

○中村委員 結局長期間の事業の中で市民も注目していると思うが、令和16年まで延長したという事業で、では令和16年度に終わるのかなというような意識が皆さん強いかなと思う。ただ、所管する担当課とすると時間的に当然大変厳しい状況かと思うが、鋭意努力して推進を図っていただきたいと思う。答弁は結構である。

○委員長 次に調査事項2、三峰林道盛土箇所現状について質疑はあるか。相澤委員。

○相澤委員 私が前回、経済建設常任委員会に所属したときからこの話が上がっていたので、おそらく2年以上この話が継続していたかと思う。着工がやっとなされた状態ということで、そこ自体はちょっと安心した面もあるが、2年間のスパン、ほぼ何もなされなく住民の方々も不安になっていたという経緯もあるので、今後こういった用途不明の盛土であったりとか、そういったことに対しての対策等はどのような御検討がされているのかお聞かせいただきたい。

○都市計画課長 この案件については、本当に時間がかかって問題がなかなか解決しなかったところではあるが、今後については今回の案件を反省材料として、市でももう少しスピーディーに動ければと考えている。そのほかに5月から盛土規制法が、今度法律で盛土については厳しく規制されるようになるので、そういった面では、群馬県の指導も入ってくると思うので、見る目も多少というか全然状況が変わってくると思うので、そちらの法律面からも指導ができればと考えている。

○相澤委員 前期の経済建設常任委員会で最後に景観に対しての要望書というのを市長に出させていただいたが、例えば海外の事例であると、町なかから見える範囲は盛土、あとは迷惑施設であるとかそういったものは置かずに、山の裏側とか、そういう目の届かないところに置くというような事例、条例でそのように規制している例もあると伺っているが、今後、盛土規制法は盛土の規制なのであるが、景観条例の中で盛土であるとかそういったものに触れていく想定があるかどうかお聞かせいただきたい。

○都市計画課長 盛土の話で景観面からもいろいろ考えられるかというところなのであるが、景観についてはこれから検討をするということで、そういった観点もあるということは参考にしたいと思う。盛土規制法の範囲についても、群馬県全域で色分けがしてあり、全てのエリアで盛土を規制しようという組立てにはなっているので、その面も含めて結果についても今後検討はできればと思う。

○相澤委員 全国的にこの盛土の問題というのは増えているかと思う。その地域でできると分かってしまうと、呼び水になってしまうというか、それをきっかけにまたほかの業者も来てしまうという可能性もあり得るので、盛土規制法は群馬県全域でやっているということなのであるが、場合によっては結構厳しくしたりとか、条例を策定したりとかして、沼田市独自でこの盛土について考えていかなければならない場面もあろうかと思うので、その辺も今後御検討していただければと思う。私からは以上である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で都市計画課を終了する。

## ウ 上下水道経営課

### ・所管・調査事項報告

○委員長 次に、上下水道経営課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いする。上下水道経営課長。

○上下水道経営課長 それでは、上下水道経営課所管の調査事項について報告させていただく。調査事項1、企業債の現状についてであるが、沼田市には上水道事業、簡易水道事業、下水道事業などの公営企業事業がある。これらの事業は、市民生活に不可欠なサービスを提供しており、その運営には多額の費用を要する。特に大規模な設備投資や老朽化対策においては、公営企業債を活用せざるを得ない状況にある。

次に、各公営企業における企業債の状況について御説明する。

初めに水道事業について、水道事業における安定的な水供給のためには、水源施設の保全、浄水場の改修、送配水管の更新など、継続的な投資が必要である。近年では老朽化対策や耐震化などが当面の課題となっており、これらへの対応も企業債に依存する部分が大きくなっ

ている。今後の企業債の抑制と、利用者からの料金収入を基盤とした健全な経営基盤の確立が求められている。令和6年度末における企業債未償還残高についてであるが、上水道事業の残高は約6億6,000万円、簡易水道事業の残高は約8億6,000万円である。

次に下水道事業について、下水道事業は、都市機能の維持と公衆衛生の確保に不可欠であり、継続的な設備投資が求められる。下水道事業における企業債の残高は相当な額となっており、その多くは過去の整備事業に充当されている。しかし、今後も管路の老朽化対策や処理施設の維持管理には多大な費用が見込まれるため、計画的な償還と同時に、新たな事業費捻出のための財源確保が当面の課題となる。令和6年度末における下水道事業の企業債未償還残高についてであるが、約65億円である。

最後にこれらの現状を踏まえ、健全な財政運営と持続可能な公営企業運営のために、各公営企業において、経費節減や効率的な事業運営に努めていく。将来世代への負担を軽減するため、現在の企業債残高の計画的な償還を確実に進めるとともに、不要不急の新たな起債は極力抑制し、真に必要な事業に限定していく。

また、国庫補助金等の外部資金の活用や、企業会計の収益改善による自己財源の確保にも努めていく。

上下水道経営課の報告事項は以上である。よろしくお願いします。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。まず調査事項1、企業債の現状について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 この15ページの別表に表示されているように、非常に企業債も、どの自治体も同じような状況で苦しいかなとは思う。そんな中でまず1点目、新浄水場の改築更新に当たって、相当の金額を要するわけであるが、今後の水道事業債、公営企業債について、借入を計画しているかと思うが、その辺の内容についてまず伺いたいと思う。

○上下水道経営課長 浄水場の建設に係る事業費についてであるが、これはあくまでも計画段階の数字であるが、総事業費が約87億円。そこに対して企業債を充てる金額が約65億円。4分の3程度を企業債で賄う予定でいる。

○中村委員 65億円が企業債。これは待ったなしであり、事業費が云々、企業債が幾らとか、そういう問題ではなく、改築更新を迫られているわけなので、これはどうしても、市長公約の中でも、改築更新を行わなければならないという中で、30年間見直しを、料金関係もしてこなかったわけで、今回見直しをされているようなのであるが、この65億円の企業債の据置きと償還期限、それからこの企業債の借入れによるこの水道料金への影響をどのように考えているのか、その辺を伺いたいと思う。

○上下水道経営課長 償還期限については申し訳ない、今手元に資料がないので正確な年月は申し上げられないのであるが、水道料金の値上げについては、国庫補助金等を使う場合の採択案件に、水道料金が一定の水準以上でないといえども採択案件にならないという条件がある。それなので今回9月以降に料金の値上げをするが、今後の社会情勢、この総事業費についても、現在試算している金額であり、例えば10年後に資材高騰があった場合、これがまた1割2割上がるという可能性もゼロではないので、その場合に資金をどうするか、全て企業債で賄えるのかどうかという問題も今後出てくると思うので、料金についても、もう今回の値上げで終わりというわけではなく、また今後も検討する材料にはなっていると思う。

○中村委員 これは待ったなしの事業なので、所管の担当課とすると非常に……。料金が下

がるわけではないので、どうしても市民感情からするとあまりいいイメージにはならない。ただ、必要に迫られている事業なので、これはやらなければならないという中で、担当課とすると非常に苦しい状況の中で借入れを行って経営していくのだと思う。この辺について市民への周知みたいな形を今後……。前の料金改定についてはいろいろ周知を行ってきたが、今後の企業債借入れにおける影響等についてもある程度状況が把握されて数字等が見えてきた段階では、市民への周知を行っていただきたいと思う。ただ、市民への周知も、賛成しますよという意見は少なく、周知された時点で大体異議的な市民からの意見が多いと思うが、これも担当課としては致し方ない部分なので、この市民への周知も行っていただきたいと思う。その辺について課長の考えがあれば。

○上下水道経営課長 工事が具体的に始まる頃には金額もほとんど確定してきて、事業費、起債を借り入れる金額等もはっきりしてくると思うので、その際にはホームページであるとか広報であるとか、そういうところにこの浄水場建設事業の事業費に対する周知は行っていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ以上で上下水道経営課を終了する。

休憩する。

午前10時58分～11時04分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

## エ 上下水道整備課

### ・所管・調査事項報告

○委員長 それでは続いて上下水道整備課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いします。上下水道整備課長。

○上下水道整備課長 それでは調査事項1、新浄水場の改築更新の計画について報告する。

17ページを御覧いただきたい。新浄水場更新事業地平面図になる。令和5年度より取得に向けて地権者と交渉を重ねてきた事業用地については、契約が締結され所有権移転登記が完了となり、沼田市の所有となっている。

続いて18ページを御覧いただきたい。新浄水場更新事業スケジュール（案）になる。現在の進捗としては、事業地が確定し、設計に必要な諸元を確定することができる状況となったことから、令和6年5月に浄水場基本設計業務委託を発注し、繰越明許の手続を経て令和7年10月末の完了を目指して作業を進めている。現在の状況は、上から5段目、赤紫の矢印の部分になる。

浄水場基本設計の内容は、新浄水場から現在の上水道の配水エリアまでの配水方式、新浄水場の計画浄水量と施設能力、沈殿・濾過・各施設の数量や規模、送水管の口径や配水池の容量などを算出するものであり、概要や方針が固まった後には官民連携による事業実施について導入可能性調査を行いたいと考えている。

なお、地域住民等への周知については、作業の進捗に応じ行っていく考えであるが、昨年4月、区長会白沢支部の会議の席でお話ししたところ、住民説明会は浄水場の具体的な内容を説明できる時期になってから行ってほしいとの意見をいただいた経過があり、現在進めて

いる作業は専門的な部分にとどまっていることから、もう少し具体的な内容を説明できる時期になってから実施したいと考えている。

続いて調査事項２、上下水道の管路の管理と老朽化の調査について報告する。１９ページを御覧いただきたい。沼田市汚水処理計画区域図になる。

本市の下水道事業は、流域関連公共下水道のほか、白沢、利根２つの特環公共下水道、９つの農業集落排水施設が整備されており、標準耐用年数５０年を超える管路は現時点では存在しないが、施工から４０年以上経過した管路は約６キロメートルあることから、今後計画的な更新が必要な時期を迎える。下水道の管理に当たっては、長期的な視点から施設全体の老朽化の進展状況を把握し、適切な優先順位を設定した上で、点検・調査、修繕・改善を実施することを目的としてストックマネジメント計画を策定している。これにより、施設全体の管理を最適化し計画的な施設更新を行い、持続可能な運営を図るものである。

続いて２０ページを御覧いただきたい。沼田市給水区域図になる。本市の水道事業は、上水道を中心に２５の簡易水道と４つの小水道が周りを囲むように整備され、大正１４年に県内では高崎市に次ぐ２番目に、全国でも５０番目に上水道の運用を開始したことを皮切りに早期の整備が進んだことから、標準耐用年数４０年を超えた管路は、令和６年度時点の上水道において約３９．３パーセントとなっており、既に計画的な更新が必要な時期となっている。

上下水道の管路の管理と老朽化の調査に当たっては、職員による目視点検を実施するとともに、主要な幹線部分については、管渠内部にカメラを入れた調査や点検、音調による漏水の調査などを実施し、各種管路の状況把握や老朽化対策に努めている状況である。

なお、埼玉県八潮市下水陥没事故関連として、直径２，０００ミリメートル以上の下水道管について、緊急に管渠内部調査を実施するよう国からの指示があったが、沼田市の下水道管の最大口径は８００ミリメートルであるため、対象外であった。

上水道管においては、京都市鋳鉄管破裂事故関連として、緊急輸送道路内に現存する４０年以上使用している経年化管の調査があった。沼田市においては、国道１２０号及び市道倉内通り線に約１８０メートル埋設されている状況であるが、この鋳鉄管については長寿命化対策としての内部ライニング工事を施しているものであり、現状の古いまま使っている鋳鉄管ではない。

現時点での報告は以上である。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。まず調査事項１、新浄水場の改築更新の計画について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 先ほどの課長の説明の中で、地元説明会等は詳細が確定してから開催するということで、区長会白沢支部には了解を取っているということなので、その辺の開催については詳細が確定した時点で説明会を開いていただきたいと思う。また令和１４年度までの長期間の工事で浄水場を改築更新していくという計画であるので、新たな浄水場ができるまで結局は現在の浄水場を稼働させているわけであるが、これを稼働させないわけにはいかないので、逆に今の浄水場の大きな課題等はないのか、まず１点伺いたいと思う。

○上下水道整備課長 既設の浄水場の問題点はないかということだと思うが、浄水場自体が、今の既設の浄水場を生かしたまま新しい浄水場を造って、断水しないように切り替えるためには、２つを稼働させておいて、それを接続して新しいほうに切り替えたときに古いほうを

止めるという作業が必要になるので、当然その令和14年の計画で新しい施設を造っていくわけであるが、その時点まで現状の既設の浄水場がもたないと、委員が御指摘のとおり可能にならないので、その辺を含めて間をもたせなければならぬものである。それなので今年度を含めて4年目であるが、現状の古いほうの浄水場の電気計装盤や操作盤の更新工事を同時に進めているので、その辺は御心配なく、含めて検討して進めている。

○中村委員 今稼働している浄水場の維持管理が、古くて大変だと思うが、その辺の苦勞に敬意を表するわけであるが、結局新しい浄水場ができるまで稼働させなくてはいけないわけで、昔から自分がいつも心配していたのが、高戸谷の片品川からの取水から一定勾配でずっと隧道で来ているのである。確か園原の集会所の脇でいったん表に出てまた潜る。それで白沢の生枝地区に来て、ある程度表に出てくるのであるが、結局、昔漏水だのいろいろしてきた隧道の中身を改修して今現在に至っているわけである。一定勾配で白沢の生枝まで流れてくるが、生枝地区からいったん白沢川に下って、川の底を、サイフォンで今の高平の配水池に上がってくる管路の状況になっていると思うのであるが、その白沢川の河川の下に入っているサイフォンが、いつも自分が考えているのが、よく詰まらないなど。小石等で詰まる状態にならないかと考えているのであるが、その辺の管理上について何か課題があれば。

○上下水道整備課長 先ほどの質疑は、現在の浄水場に来る前の導水管の部分のお話だと思うが、委員御指摘のとおり高戸谷から沼田平土地改良区の施設を使って、水をそこから取って、それで地形があるので、椎坂峠の下をトンネルで通ってきて、白沢川のところで御指摘のとおりサイフォンという形で一度下に降りて、また上がってくる形で、サイフォンであるから、暗渠で土の中をパイプで回すわけなのである。そこがサイフォンという形で、皆さんが灯油をポンプでタンクに入れ替えるときに、ポコポコとやって水を上げてやると、液体がいったん上がってまた下がってというように、くっついて水が行くので、動力を使わなくてもいい性質を持っている。それが現在のサイフォンという形で、一度降りたときに引っ張る形で、水自体が引っ張ったまま、ぐいっとまた今度は上がるので、それで自然に流れていく形になるので、一緒に細かいごみ類も吸って上げてしまう。沼田平土地改良区の管理であるから、市が直接、年に何回確認しているかということまでは把握していないが、今までも詰まったことがないので、その辺の管理は十分してもらっていると思っている。

○中村委員 昭和30年代の沼田平土地改良区の農業用水の管路工事で引っ張ってきている用水なのである。最初は農業用水から分水して上水道に分けていただいていると。たまたま水利権がなかったのが当時国交省、関東地方整備局であったか、河川局で水利権が下りて、今は水利権を持って上水道の経営になっているかと思うが、やはり当初の計画は農業用水なので、今課長が言うように管理関係については沼田平土地改良区と連携して、しっかり支障のないような管理を行っていただけたらと思う。これは答弁は結構である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に調査事項2、上下水道の管路の管理と老朽化の調査について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 先ほど課長が説明した管路の管理、どの自治体も老朽化というのは同じような状況で、最近のメディアで放送されている事故等もどこで起きてもおかしくない状況かと思う。ただ、沼田市が管理している管路の大きさがたまたま大規模都市とは違い、それほど物

すごい管路がない状況にあると思う。ただ、事故が起きればその辺の状況は非常に厳しいものが出てくるかと思う。これは浄水場、上下水道の管路なので浄水場に関係してしまうのであるが、新しく造る浄水場が高平地区にできるが、結局上水道の配水・給水関係は、新たに高平に浄水場ができて今稼動している浄水場から配水していくと思うのである。そうすると、サイフォンで上がってきて取水の配水池から新たな浄水場までも、多分今ダブルの導水管が入っていると思うが、結局新しくできた浄水場からも古い浄水場までの導水管が2本、国道の歩道の中に入っている、それを利用して新たに作った水が、今の浄水場まで運んで、そこから配水して給水するという形をとると思うのである。そうすると国道沿いにあるダブルの導水管の大きいのが入っている、それが相当古いと思うのである。その辺の導水管の管理をどのように考えているのか伺いたいと思う。

○上下水道整備課長 現在の浄水場に原水を持ってきている導水管の老朽化のことの質疑だと思うが、現在の施設が委員御指摘のとおり、先ほどの白沢川を越えたサイフォンから高平のところの沈砂池のところ沼田平土地改良区から分水し、そこで浄水場の専用の装置である沈砂池で砂をためて、そこから管路で現在の浄水場まで6キロメートルちょっとの距離を2本で持っているわけなのであるが、それは御指摘のとおり老朽化している管である。それで現在の浄水場まで水をいったん持ってきて、そこで水を飲める水に、浄水にして、それを白沢と沼田の合併前の行政区の関係で、旧白沢・沼田境までポンプの力で水を上げて、そこから高架水槽に上げた水をまた自然流下させて使っている状況であり、非常に電気代とポンプとか機械類のメンテナンス料金とか、そういう余分なお金がかかっている。今回の新しい浄水場の計画は、浄水場を標高の高いところに持ってきたので、そこで作った水を自然流下で持ってくるので、今まで使っていたその導水管自体は使わない形で、それに浄水場で作った浄水を流すものであり、導水管ではなく送水管という扱いの管になり、自然流下で持ってこられるものであるから、管の口径を小さくすることも可能になるという有利な状況が使えることになった。そういう形で新しく導水管ではない送水管を2本ではなく1本で新しく布設し、それを現在の浄水場付近のところに接続して、そこから下は今までどおりの水道管を当面使ってもらいながら順次更新をしていくような計画でいる。

○中村委員 浄水場の今までの導水管が送水管になる。白沢町それから旧沼田市の国道沿いの民家の方も多分、今の課長の話で安心すると思う。特に白沢の旧保育所から旧農協と、旧役場の間のところを通して国道に出てくるものであるから、非常に古い導水管であったから、送水管に変更になって管理がきちっとできる。今伺って非常に安心したところである。よろしく願います。以上で結構である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で上下水道整備課を終了する。

以上で都市建設部各課の所管・調査事項報告を終了する。

それでは次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。それでは次回の委員会については、事務局からの説明のとおり実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではそのように決定する。

以上で都市建設部を終了する。

(当局退室)

○委員長 休憩する。

午前 11 時 27 分～ 11 時 27 分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

## (2) 都市建設部各課の所管に係る調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは(2)の都市建設部各課の所管に係る調査事項検討及び意見交換に入る。  
発言のある委員は挙手の上、願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければいったんこちらは終了させていただいて、もし経済部のほうであればそちらで御意見いただければと思う。

なければ以上で都市建設部の意見交換を終了する。

休憩する。

午前 11 時 28 分～ 11 時 29 分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

## (3) 経済部各課の所管・調査事項報告

### ア 観光交流課

#### ・所管・調査事項報告

○委員長 それでは、次第の3、(3)経済部各課の所管・調査事項報告に入る。最初に観光交流課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いする。観光交流課長。

○観光交流課長 まず観光交流課に通告のあった調査事項1、アニメ「菜なれ花なれ」との事業展開について御説明申し上げます。

このテレビアニメ菜なれ花なれであるが、昨年7月7日午後11時45分から毎週、全12話にわたって放送されたものであり、作品の中では沼田駅や滝坂のほか、沼田公園、団子坂といった市内各所が登場し、ファンがアニメに登場する現地を訪れる、いわゆる聖地巡礼の姿も多く見られた。

PRにかかる各種施策については、本市から一般社団法人沼田市観光協会に委託している観光宣伝事業と協会の自主財源を活用して実施しており、市としても協会と連携をとりつつ事業推進を続けている。

これまで実施してきた施策については、資料に記載のとおりこちらには10項目ほど並べたが、まず放送開始に併せて行った特別上映会、またオリジナルイラスト作成であるとか、等身大パネルを観光案内所、舒林寺、沼田駅に展示させていただくなど、記載のとおり事業を行ってきた。

今後の予定については、主要な施策については契約期間である8月31日、日曜日まで、アニメのオリジナルグッズの販売については来年3月31日まで継続する予定とのことである。契約期間の満了まで、観光協会と連携を図りつつPR展開を進めてまいりたいと考えている。調査事項については以上のとおりとなる。

続いて報告事項について御説明する。記載のとおり台湾魚池郷訪問団の来沼についてである。

すでに委員各位には御案内させていただいているが、利根町出身で、台湾紅茶の父と呼ばれる新井耕吉郎氏との御縁で、本市と交流のある台湾の魚池郷から郷長、また観光関係団体の長などの訪問団の方々が来日される予定となっている。本市において2泊される予定で、2日目、6月25日に歓迎のレセプションを開催することとなったので、出席について御案内をさせていただいている。

なお、出欠に関しては20日までに観光交流課までお願いしたいと考えている。

観光交流課からの報告は以上となる。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行う。まず調査事項1、アニメ「菜なれ花なれ」との事業展開について質疑はあるか。相澤委員。

○相澤委員 昨年の経済建設常任委員会でも、例えば大洗町の例であるとか、そういった例を用いて長期的に、アニメが終わった後も事業を継続して続けていってほしいと。それで地域にもアニメファンにも愛される、そういったコンテンツづくりをしてほしいというような意見があったかと思うが、そういった内容について検討した内容があればお聞かせいただきたい。

○観光交流課長 昨年度の委員会の中で、今相澤委員がおっしゃったような御意見をいろいろいただいた。私もそのような方向に向けて取り組んでいきたいという答弁をした覚えがある。今回、製作にかかる段階に始まり、先ほど申し上げたように放送開始に合わせた先行上映会であるとか等身大パネル、それから聖地巡礼マップの作成などの展開をしてきたわけであるが、足かけ3年度目という形に今なっているが、また観光案内所の物販の売上げ自体も前年度に比べると伸びを見せるなど、アニメの効果としては売上げと来場者を見れば、あったものと感じている。と言いつつ、熱心なファンの方々が相変わらず訪れていただいている、リピーターは見られる、というお話も伺っているが、全体的な問合せであるとか、来訪される方については落ち着いてきたのかなというような状況である。引き続きこういったものを、というような検討も行ってきたが、今年度の夏休み期間ということで8月末、その期間はやって来訪を促すようなPR、また観光協会とも協議していきたいと思うが、その時点で終了するというような判断に至った。継続してということもあったが、金銭的なものも含めて検討した結果ということであるので御了解いただければと思う。

○相澤委員 やはり夏休み終了後ぐらいに事業打ち切りというか、継続しないというのは金銭面の問題が大きいのかなと思う。そこで群馬県や国の補助金であったりクラウドファンディング等の方法で資金集めをするというようなことで検討したことがあれば教えていただきたい。

○観光交流課長 ほかからの補助金という形での検討は行わなかったが、取り組んだ事業の中でクラウドファンディング、アニメふるさと納税の取組を行い、資料にも記載のとおり約440万円近く寄付、協賛をいただくことができた。その支援をいただいた中で、イベントというかその施策の増強であるとか、新規の取組というものも実施してきている。取組の中で等身大パネルが6枚あったわけなのであるが、こういった御寄附いただいたものによって、沼田独自の描き下ろしで沼田の妖精というものを作らせていただいたほかに、5月開催の企画展、こちらは5月1日から31日までということで開催した。そのほかはロケトーンとい

うARのアプリになるが、そちらがいわゆる主人公というか女の子1人の声だけで市内各所の案内をするアプリがあったが、それをメンバー6名のセリフつきのものに改良するなどのことを行った。イベントの量は増やしたが、期間延長ということではないが、そういった寄附などをいただきながら、新たなものというか増強版の事業について行わせていただいたので、よろしくお願いします。

○相澤委員 引き続き今後も継続事業としていくためにも、資金集めというところは非常に大切になってくるかと思うので、そちらも引き続き御検討いただければ幸いである。それと私の把握している限り、例えば菜なれ花なれの実写版で劇をやりたいとか、あとはアニメのツアーを組みたいとか、あとポンポンズを絡めてチアリーダーのイベントをやりたいとか、そういったことを言ってくださっている民間の方々がいらっしゃる。そういった方々も、例えば観光庁の補助金であったり、総務省の補助金であったり、県でやっている補助金であったりは、アニメ関係のもの、結構民間で受けるものが多いのかなと思う。そのときに例えば、観光協会であったり、観光交流課の助けが必要になることもあろうかと思う。そういった民間と協力しながら、このアニメの事業を続けていくという検討がなされているかどうかお聞かせいただきたい。

○観光交流課長 民間の後押しということも含めてであろうか。今独自に行っているとか、物を作って売っている事業者、今観光協会案内所でも売っているが、エナジードリンクを作って、その会社で著作権であるとかそういう契約を結んで作って売っている会社があったり、販売促進用のノベルティグッズも独自に契約を結んで、作製・配布しているような事業者もある。アニメ、それらの素材を通して本市をPRしていただけるということについては、金銭的なことになると市では厳しい部分も正直あるので、アニメだけではないが、FC業務を担っている観光協会であるとか、そういったところの観光宣伝の部分で協力・理解いただけるようなものであれば協力することも、まあうちの団体ではないが、そういったところにも御相談いただくことは可能なのかなと思う。あとは市で対応できる、応援できることについては、例えば事業の後援であるとか、今まで足かけ3年、このアニメで言えばDMMであるが、そちらの担当の方との連絡の仲介的なことは、コネクションを築いたものもあるので、そういった面でお手伝いすることは可能なのかなとは考えている。それはあくまでも市のPRということが大前提になるので、個別の事業者の利益追求だけになるようなものについてはお断りさせていただくこともあるかもしれないが、そのような形で考えている。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 アニメということで、菜なれ花なれに限定したことはないが、平成29年にも多分、花田景子さんを講師でお迎えして、沼田市出身の本多敏行さんが監督されているアニメを上映して、講演とかをされたこともあると思うが、これは観光交流課の担当ではなく、生涯学習フェスティバルと書いてあるから内容、課が違うが、ただ、そうやってアニメで沼田市を盛り上げるというか、宣伝していくということであつたら、自分たちがなじみのある、例えば声優の野沢さんとか、沼田市出身の方もいらっしゃるので、本多さんも含めてであるが、そういった方に沼田市に協力してもらおうようなお話というか、今後計画ができるのかと思うが、その点についてお願いしたい。

○観光交流課長 今回は制作の段階から、関係する人に県内出身の方がいらっしゃったということから、前橋・高崎・沼田という経過があつたようには聞いているが、ここから先の、

例えばアニメであるとかテレビとか、そういうものも含めてということになると、F C 業務というか、フィルムコミッションの業務を行っている団体も観光協会のほかにも利根沼田のフィルムコミッションであるとか、そういったものもあると思うので、どちらに先に連絡が来るかという部分もあるが、あとは群馬県のフィルムコミッションもあるので、そういったところと情報共有や連携は必要になって、多分単体でうちだけというとなかなか厳しいものもあると思うので、お話、例えばそういう投げかけがあったりすれば、いろいろな団体とは連携してやっていかななくてはならないと思っている。

○副委員長 そういったいろいろなところと連携して行って、1つでも何かプラスの可能性、いい情報発信ができればいいと思うのでよろしくお願いします。以上である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に報告事項1、台湾魚池郷訪問団の来沼について質疑はあるか。相澤委員。

○相澤委員 この訪問団が来る目的、主な目的は何なのかを教えてください。

○観光交流課長 先ほどの説明とちょっとかぶってしまう部分もあるが、沼田市出身で台湾紅茶の父と呼ばれている新井耕吉郎氏の関係で、平成28年ごろから魚池郷との交流が始まったという記録がこちらにもある。それで目的もそうなのであるが、市長と魚池の郷長がお話をする機会があり、その中で今回来日ということが決定した。目的という御質疑に対して答えにならないかもしれないが、令和元年度に来日される予定があったようで、市のほう、また観光協会共々受け入れの準備等を進めていたが、相手の都合でその段階ではキャンセルとなった。令和元年度に10月頃を予定していたようであるが、その後コロナの関係で、令和元年度の後半からそういったことでなかなか行き来ができなくなったということで、その後5年くらい経過したか、それくらい経ったが、今回市長とその郷長でお話する機会があって、相手の要望によって来日が決定した。郷長が変わったということもあるのかもしれないが、そういったことで来日の要望があったということである。

○相澤委員 目的が、そもそもタイムラグがあるので変わっているかもしれないし、お互いのその状況も違うのかなという可能性もあるし、あと観光交流課で担当するということはおそらく観光を兼ねての、お互いにインバウンドについての話がされることが前提なのか、それともそもそも交流が目的であったら、例えば新井耕吉郎顕彰会であったり、日台友好協会であったり、国際交流協会であったりがあると思うが、そういうところが関わってくるのかどうなのか。目的に対して、それに見合った団体にお声掛けがなされているのかどうかということをお聞かせいただきたい。

○観光交流課長 今回御案内をさせていただいた方々、団体であるとか、個人の方もいらっしゃるが、令和元年度にお声掛けをした団体の方の現職、今やられている方にお送りさせていただいた。そのときにもこちらで受入れをさせていただくメンバーとしてお願いした方は、沼田市観光協会の方であるとか、老神温泉観光協会の方、それから顕彰会の方はそこには入っていなかったように聞いているが、そもそも魚池との交流というのは新井耕吉郎氏、台湾紅茶の父ということで、そこからの御縁でいろいろつながってきた部分もあるので、今回検討した結果、そちらの団体の方にも連絡をさせていただいて、あとは前回、そのときも観光交流課で受入れの準備をしていたような経過もあったので、今回私どものほうで皆さんに御

案内させていただいたという経過になる。

○相澤委員 できれば事業実施日までに、向こうがどういった目的でいらっしゃるのかというのが明確になっていたほうが、こちらとしてもそれに見合った対応ができるのかなと思うので、そこを明確にさせていただいて、それに合わせた対応ができるように努めていただければ幸いである。

○観光交流課長 来訪されるメンバーについてまだ正直、連絡が来ていないのである。郷長をはじめ観光関係団体、この辺でいうと沼田市とかもうちょっと広いところの代表の方という話を聞いているが、そういった方もいらっしゃるということは、当然今委員がおっしゃったインバウンドの関係とか、そういうようなこともお話の中には当然出てくるのかなというふうに思っている。よろしく願います。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で観光交流課を終了する。

## イ 農業委員会事務局

### ・所管・調査事項報告

○委員長 次に、農業委員会事務局の所管に係る事項について報告及び説明をお願いする。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 農業委員会の調査事項について報告させていただく。資料3ページを御覧いただきたい。

調査事項1、耕作放棄地の現状と課題についてであるが、最初に資料の説明をする。資料上段の表が遊休農地の推移になる。ここで捉えている数字は農業委員会で委嘱した農地利用最適化推進委員会を中心に、それぞれ担当地区の農地利用状況を調査し、いわゆる農地パトロールの実施により数字を積み上げている。表の数字は再生可能な1号遊休農地の面積と、農地であったが再生利用が困難な農地面積を記載している。令和6年度で申し上げると、1号遊休農地が177ヘクタール、再生困難な農地が677ヘクタール、合計854ヘクタールとなっている。

次に遊休農地の割合を説明する。資料下側の表を御覧いただきたい。令和6年度の数字を説明すると、沼田市の農地面積3,040ヘクタール、1号遊休農地が177ヘクタールで内訳は田んぼが39ヘクタール、畑が138ヘクタール、農地に占める割合は5.82%である。参考までに1号遊休農地の筆数は約2,500筆である。遊休農地の現状は以上のような状況となっている。

次に今後の課題であるが、遊休農地の解消に向けた取組も重要であるが、まずは遊休農地がこれ以上増えないように取り組んでまいりたいと考えている。具体的には農地の効率的な情報管理が必要であると考えている。昨年度まで農地の貸借は利用権設定で扱われてきたが、令和7年度から農地中間管理機構が行うこととなったので、適切な対応に心がけていきたいと考えている。

また、耕作放棄地における、農地所有者に対して行う利用状況調査結果に基づき、今後の利用等意向調査を行い、農地中間管理機構とも連携して耕作放棄地の取扱いについて対応していきたいと考えている。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行う。まず調査事項1、耕作放棄地の現状と課題について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 説明を受けて3ページの別表であるか、面積関係が表示されているかと思うが、結局遊休農地というか耕作できない土地については、耕作者、後継者がいないとか人手不足とか、何らかの原因があるかと思うが、この面積がここに表示されているが、これらの遊休農地となってしまう原因について農業委員会として把握しているのかどうか伺う。

○農業委員会事務局長 原因ということであるが、やはり鳥獣の関係等があると思う。山あいに面した畑が主に耕作放棄地として多くなっている。それと年度ごとの数字がここには記載してあるが、若干前後しているが現状とするとおおむね横ばいで推移しているかと考えられる。今後もさらに課題になってくるところというと、農業後継者であろうか、高齢化による耕作放棄がされるであろう土地の考え方を明確にした形で後任の方を見つけていくということが今後重要な課題になってくるかと考えている。

○中村委員 この耕作放棄地というか遊休農地、年々面積も増えていくかと思うが、今米不足、メディアは古古米だの、備蓄米の放出もずいぶんあるが、この米不足が深刻な状況を受けて、この耕作放棄地、遊休農地の解消に向けて、特に田んぼ関係、この辺について何か農業委員会として対応を考えているのかどうか伺う。

○農業委員会事務局長 遊休農地の今後の在り方というところかと思うが、基本的には遊休農地としてここには記載してあるが、ここに書いてある数字自体が山あいで使いづらいところがあるということで、現状の耕作できる畑については効果的に活用されて耕作されていると考えている。今後先々に向けての部分となるが、遊休農地、どうしても面積が山あいで少なかったり小さかったり、機械が入りづらかったりということで課題があるので、違う形で活用ができれば非常に望ましいとは思いますが、なかなかその課題解決に向けた答えが今はない中なので、またいろいろな情報等があればこちらにも情報をいただきながら考えていきたいと思っている。よろしくお願いします。

○中村委員 了解である。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 勉強不足で知識がないので教えてほしいが、再生がもう不可能だろうという判断されたとしても、その土地自体は農地としてずっと登録され続けるのかどうかお聞かせいただきたい。

○農業委員会事務局長 再生困難な土地の扱いということだと思うが、農地法で定められている部分で言うと、基本的に所有権があるので、個人の所有者の方から再生困難な土地になっていることで農地から除外してほしいとか、申請や申し出がないと農業委員会は独自で動けない部分もあるのでこのような形になっており、1号の遊休農地に関しては再生の補助であるとか、そういう形の事業もあり、できるだけ生かしていこうということで考えている形になっている。それと追加の情報になってしまうが、この遊休農地の関係で、正確なデータではないが、eMAFFというインターネット上で見られる全国の情報サイトがある。全国農地ナビというところで検索していただくと全国の農地がインターネット上で見られるようになっており、沼田市の農地も地番で見られるようになっており、ただその情報も、こちらのほうで入力しているが、正確な情報になっていないところがあり、正確ではないというところで今後の課題もあるが、そのような形で公開をしているということで御理解いただ

ければと思う。

○鈴木委員 大丈夫である。感謝する。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で農業委員会事務局を終了する。

以上で経済部各課の所管・調査事項報告を終了する。

それでは次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの説明のとおり実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、その日程ということで決定する。

以上で経済部を終了する。

(当局退室)

○委員長 休憩する。

午後0時01分～0時59分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

#### (4) 経済部各課の所管に係る調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは(4)の経済部各課の所管に係る調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上、願います。

なければ自分のほうから1点あるが、今人口減少のところが一番、何とかしていかなければならないというところで、観光交流課が移住・定住の所管をしているので、頑張ってくれているのは承知しているが、観光交流課として移住・定住で何か課題だと思っているところ、自分の課ではやりきれないが、よそにはこういうことをやってほしいみたいなものが何かあるのかなというのは気になるので、観光交流課で移住・定住施策をやっていく上で課題と感じるところというのを確認したいなと思う。すごく頑張ってくれているのはよく分かるし数字としても出ているが、あそこだけが頑張っているとは思わないと思うので。

○鈴木委員 1つよいか。この間の定例会の一般質問の市長答弁で、地域おこし協力隊の全庁検討を始めているという答弁があったので、各課の検討状況をお聞かせいただけたらと思う。観光交流課に限ってだけは、検討して、とこの間おっしゃっていたので、観光交流課以外の課の検討状況がもし分かれば。

○委員長 各課で地域おこし協力隊の任用に関して検討していることということでよいか。

○相澤委員 すごくいい意見だと思うが、所管はどこになるのか。企画政策課か。

○鈴木委員 所管は企画政策課であるが、結局担当課で使う使わないを決めたのを、企画政策課に持って行って、窓口があるだけで、企画政策課が、あなたじゃあ農業にしなさいよ、というわけではない。農業委員会のほうで決めたことを上げるような構図になっているから、それで全庁的にもう検討していると市長が言ったから、全庁で各課がどういう検討をしているかを、各課の検討状況を聞けたら。

○相澤委員 それは委員長、大丈夫なのか。

○委員長 農林課なら農林課で、農林課のこういう施策に対して入れたいと考えているか、ということであろう。

調査事項ではなくて、報告事項ということで投げかけて、報告があればしてもらおうという形でよいか。報告が来なければどこも検討していないということになるのだと思うので。

○鈴木委員 検討状況を市長はやっていると言ったのだから、やっている状況が確認できればよい。

○事務局長 経済建設に関してのみということになるが、そうすれば、報告で上げてもらえるかどうかを事前に聞いてということで、調査とは別に。

○委員長 はい。調査事項ではなくて、報告事項としてあれば上げてほしいということで確認をお願いする。

ほかに。

経済部がなければ戻るが、都市建設部で何か調査事項または意見がある委員はいるか。

○相澤委員 前の委員会のときも話したが、構成替え前は2か月に1回のペースで盛土の件の報告を受けていたが、今回はどうするか。どういうペースで報告をもらったりとか。前回のときは確か6月か7月ぐらいに盛土を見に行っている。だから現地を見る必要があったりとか、工事が始まったというのとか、そういったことを検討はどうするか。

○委員長 今日都市計画課に報告してもらった三峰林道の盛土のところなのであるが、昨年度までは2か月に1回、こちらから調査事項として上げなくても出してほしいということでやってもらっていた。今日の報告を聞いた上で、そこをどうするかというところなのであるが、皆さんから御意見をいただければと思うが、どうか。

○鈴木委員 これはあくまで盛土のみなのか。そこへ行く林道は。

○相澤委員 林道は農林課である。

○中村委員 けれども復旧するという約束なのである。

○委員長 都市計画課はあくまで都市計画法の中の部分だけなので、林道についてはまた別の所管ということになる。

○中村委員 現地の確認はよいと思う。最初の頃に行っただけで、もう行ってない。

○相澤委員 着工したということであればそこを見に行くというのも、もしかしたらいいのかもしれない。

○委員長 着工したと言っていたか。事前協議が完了して着工できるようになったというだけであった気がするが。

○相澤委員 着工しているかと思った。失礼した。

○鈴木委員 今行っても、このつけてもらった写真の状態ということであろう。これが直近と言っていた。6月4日。

○中村委員 5月に工事着手届を受理したと。林道は通行止めになっているのであったか。片側は通れるけれど、もう片方は通れないのであろう。

○委員長 トラックが入って駄目になったというところは通れなくて、入れると多分余計壊れたとか、どこの責任だとか所在がはっきりしなくなるのでそのままにしてあるのだと思うが、そういうことも含めて1回調査に行ってみるかということなのであるが。

○中村委員 よいのではないか。

○委員長 それはちょっと日程を確認して、現地調査ということで実施ができればと思うが

皆さんいかがか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 日程については、どこかの常任委員会の際の午前中とかに合わせてやるという形で大丈夫か。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 それではそれで調整をさせていただきたいと思うのでよろしくお願いします。

改めて2か月に1回の報告についてはどうするか。今日改めて聞いてある程度進捗しているという判断であればしばらくは聞かないというのも手であるし、それも含めて聞きたいということであれば、同様の扱いにさせていただくが、どちらがよろしいか。

○中村委員 現地を確認すれば、とりあえず2か月の定期的なものはいいのではないか。

○委員長 ではいったんまずは現地を確認させていただいて、その状況に応じてまた報告をもらうかどうかというのは改めて検討させていただきたいと思う。よろしくお願いします。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければここで調査事項について事務局に確認をさせるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

（事務局 調査事項について確認）

○委員長 確認が終わった。ただいまの内容のとおりとさせていただくのでよろしくお願いします。

以上で経済部の調査事項検討及び意見交換を終了する。

## （５）今後の日程について

○委員長 ここで事務局から連絡事項があるので、お聞き取りいただきたい。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。皆様そのように御承知おきいただきたいと思うのでよろしくお願いします。

ほかに、委員から何かあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。